

## 令和元年第9回土佐町農業委員会

1. 開催日時 令和元年 11月 23日 午前9時30分～
2. 開催場所 土佐町役場第1会議室
3. 出席委員 (14名)  
1 和田正夫・2 和田勇・3 伊藤弘康・4 式地数一・5 秦泉寺博隆・6 仁井田亮一郎  
7 伊藤正枝・8 西村美佐江・9 澤田順一・10 川村正光・11 竹政寛・12 永野博隆・  
13 西村尚・14 細川盛次
4. 欠席委員 (0名)
5. 職務による出席者 農業委員会事務局 書記 出島美穂
6. 議事日程

### 議案審議

#### 第1号議案 農地法第5条による許可申請について

#### 7. 会議の次第

事務局 出島：おはようございます。只今から令和元年第9回土佐町農業委員会総会を始めます。本日欠席の委員はおりません。それでは会長お願いします。

会長：おはようございます。令和元年第9回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。4番式地数一委員、5番秦泉寺博隆委員の2名を指名致しますのでよろしくお願いします。

会長：続きまして議案審議に入ります。第1号議案農地法第5条による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 出島：第1号議案農地法第5条による許可申請について説明します。転用の申請については、町の農業委員会の意見を付けて県に進達し、県知事の許可となります。譲受人は、  
番地、  
。譲渡人は、  
番地

さん。土地は田井字城ノ谷、畑2筆、面積計923㎡です。場所はトキワ苑裏手の大屋敷の近くです。売買による所有権移転で、売買価格は2筆で60万円、10a当たり約65万円です。転用目的は太陽光発電事業用地です。隣接農地の所有者からは転用の同意書が提出されています。また、担当委員の和田会長より確認の書類をいただいております。立地基準、一般基準、書類、現地確認等の結果、許可できる案件であると判断致します。以上です。

会長：担当委員は私です。補足説明は特にありません。

会長：本件について質疑ありませんか。

伊藤正枝委員：場所を詳しく説明してください。

会長：上野の、  
さんの大きな御殿から少し入ったところです。

細川委員：横道の上ですか。

会長：そうです。

仁井田委員：この土地だけで太陽光発電をする予定ですか。

事務局 出島：提出された計画書ではそうなっています。前は民家で、後ろは山林ですので他の用地はないと思います。

細川委員：オコゼハウスの右手ですか。

会長：そうです。おりていくと嶺北ホンダに出ます。

伊藤弘康委員：北受けになりますね。

会長：ほかに何かありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法5条について許可することに賛成の方の挙

手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は農業委員会として許可が妥当であると県に進達します。以上で議案審議を終わります。その他について事務局より説明をお願いします。

事務局 出島：前回の総会でもご案内しましたが、11月29日金曜日の13時30分からあじさいホールで集落営農講演会開催します。是非近所の方をお誘いの上、是非ご参加ください。

次に、農業委員の綱紀肅正についてお知らせします。本年10月、奈良県の安堵町農業委員会の会長、及び当時の農業委員会職員が逮捕されました。また、大分県の別府市農業委員会の会長が農地転用の許可手続きで便宜を図った見返りに現金数十万円を受け取ったとして収賄の疑いにより逮捕された報道がありました。

農業委員の皆さんには今一度、農業委員会組織が担っている職務の重要性を認識していただき、法令を遵守し、公正な職務の遂行に努めるようお願いします。

高知県より、檜山トンネル事業の着工に伴い、田んぼを事業用地に収用される方が、代わりの田を探している旨の連絡がありました。どなたがどの面積というような情報は入っていませんが、立割周辺で貸しても良い農地、耕作継続が困難になりそうな農地がありましたら、事務局まで情報をお寄せください。事務連絡は以上です。

会長：来月は委員会がありそうですか。

事務局 出島：まだわかりませんが、開催するならば、予定通り27日の開催でよろしいですか。

委員：異議なし。

事務局 出島：開催があれば、開催通知を郵送しますのでよろしくをお願いします。

細川委員：伊勢川山の収量の状況がわかりますか。

事務局 出島：正確な数字は把握していません。次回報告できるよう準備します。

会長：それでは以上で第9回農業委員会総会を閉会します。

土佐町農業委員会会長

和田正夫

議事録署名委員

式地数一  
秦泉寺博隆

議事録署名委員